

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要綱

平成 23 年 4 月 1 日企財第 13 号

改正

平成 26 年 4 月 1 日

平成 29 年 3 月 30 日

令和 7 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設関連業務 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 31 号の 2）第 2 条に定める建設関連業務で、町費で支弁するものをいう。

(2) 入札担当課長 財政課長をいう。

(3) 主管課等の長 当該建設関連業務を所管する課等の長をいう。

(業務委託施行伺いの合議)

第 3 主管課等の長は、指名競争入札又は設計額が 100 万円を超える建設関連業務で随意契約の方法により契約を締結しようとする建設関連業務の施行伺い（以下「業務委託施行伺い」という。）については、入札担当課長に合議しなければならない。

2 前項の業務委託施行伺いのうち、指名競争入札の方法により契約を締結しようとする建設関連業務に係るものについては、入札に付する根拠及び理由、業務種別その他入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の資格の設定に係る必要事項を記載した合議資料（様式第 1 号）を作成するものとする。

3 主管課等の長は、前項の規定による業務委託施行伺いを、決裁後速やかに、設計図書等とともに入札担当課長に引き継ぎしなければならない。

4 第 1 項の業務委託施行伺いのうち、設計額が 100 万円を超える建設関連業務で随意契約の方法により契約を締結しようとする建設関

連業務に係るものについては、随意契約に付する根拠及び理由、選定業者及び選定理由等を記載した随意契約理由書（様式第2号）を添付しなければならない。

（指名競争入札参加者の指名基準）

第4 指名競争入札を行う場合の入札参加者の指名は、別に定める指名基準により入札担当課長が行うものとする。

（予定価格調書の作成）

第5 入札担当課長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。ただし、当該建設関連業務に最低制限価格を設定することが適当でないと町長が認めたときは、この限りでない。

（指名競争入札の指名通知）

第6 入札担当課長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより被指名者に通知するものとする。

（入札の執行に係る事務）

第7 入札（随意契約の場合は、見積合わせをいう。以下同じ。）の執行に係る事務を取り扱う者（以下「事務取扱者」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	事務取扱者
指名競争入札	入札担当課長
随意契約	主管課等の長

2 事務取扱者は、入札執行の結果を入札調書（様式第3号）（随意契約の場合は、見積調書（様式第4号））に記載しなければならない。

（入札の方法等）

第8 入札参加者は、第6の規定による通知により指定した日時、方法により入札書を提出しなければならない。

2 随意契約の場合は、前項中「入札参加者」を「見積業者」と、「入札書」を「見積書」と読み替えて前項の規定を適用する。

（入札の延期等）

第9 事務取扱者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取りやめることができる。ただし、随意契約による見積合わせにおいては、第3号の規定は適用しない。

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なとき。

(2) 入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(3) 競争入札の趣旨が失われると認められるとき。

(4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(落札決定)

第10 事務取扱者は、落札者（随意契約の場合は、契約の相手方をいう。以下同じ。）を決定したときは、直ちに当該落札者に告知をするものとする。

(指名停止等)

第11 町長は、入札参加者に対し、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置に準じた措置を行うことができる。

(契約の成立要件)

第12 契約は、落札者と決定された者と締結するものとする。ただし、当該建設関連業務に係る委託契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（入札参加資格の再審査に係る認定を受けた場合を除く。）

(2) 措置要綱に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けた場合

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3関係）

合 議 資 料

委託業務名		委 託 場 所	
業 務 概 要		主 な 業 種	
指名通知希望日		契約締結希望日	
設 計 額	税込 円	履 行 期 間	
	税抜 円		
公告内容	1 履行期間設定に係る参考事項 ☐債務負担行為（各年度の支払限度額及び出来高予定額の割合は別紙のとおり） ☐歳出予算の繰越（予定も含む）【繰越承認後の履行期間： 】 ☐いずれにも該当しない 2 その他公告内容として記載すべき事項		
入札参加資格の設定に 当たり必要 な事項等	1 発注対象業種（該当するもの全てを選択すること） ☐測量 ☐建築関係建設コンサルタント ☐土木関係建設コンサルタント ☐地質調査 ☐補償関係コンサルタント 2 業務の履行に必要な登録又は技術者資格 3 同種の業務実績の要否（いずれかを選択すること） ☐不問 ☐必要 ※「必要」を選択した場合は、その理由（詳細に記載すること） 4 その他入札参加資格の設定に当たり必要な事項		

入札担当課記入欄

受付日	年 月 日	委員会開催日	要・不要 年 月 日
指名通知日	年 月 日	開札執行日	年 月 日

随意契約理由書

委託業務名

根拠規定等	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 ※根拠条文を記入すること。
随意契約理由	
選定業者	
選定理由	

注）随意契約理由及び選定理由は、その理由を具体的に記入すること。

様式第3号（第7関係）

入 札 調 書

入 札 日 時	年 月 日 時 分			
委 託 業 務 名				
委 託 場 所				
予 定 価 格	円	最 低 制 限 価 格	円	
予定価格（税抜）	円	最低制限価格（税抜）	円	
指 名 業 者 名	入 札 額（円）			落 札 額 （円）
	第1回	第2回	第3回	

（50音順）

備考 入札額（落札額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格（落札価格）である。

様式第4号（第7関係）

見 積 調 書

見 積 日 時	年 月 日 時 分			
委 託 業 務 名				
委 託 場 所				
予 定 価 格	円			
予定価格（税抜）	円			
見 積 業 者 名	見 積 額（円）			決 定 額 （円）
	第1回	第2回	第3回	

（50音順）

備考 見積額（決定額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法律上の見積価格（契約価格）である。